

愛媛労働局発表  
平成28年10月18日

## 【照会先】

愛媛労働局労働基準部監督課  
監督課長 中井 裕司  
主任監察監督官 森 憲之  
電話 089(935)5203 内線 451・452

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です ～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

愛媛労働局では、月間中に、国民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導などを行います。

## 【愛媛労働局における取組の概要】

## 1 県民への周知・啓発

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します（無料でどなたでも参加可）【資料1】

日 時 11月5日（土） 14：00～16：30  
場 所 東京第一ホテル松山 シルバー  
問い合わせ先 株式会社プロセスユニーク 電話03-6264-6433

## 2 過重労働解消キャンペーン【資料2】

## ① 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、愛媛県内の労使経済団体等に対し、愛媛労働局長名による協力要請を行いました。

## ② 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

愛媛労働局長が、長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問し、取組事例を報道等により紹介します（当日の取材可です。）

日 時 11月11日（金） 10：30～11：30（予定）  
企業名 三浦工業株式会社 本社（松山市堀江町7番地）

## ③ 重点監督を実施します

長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ監督指導を行います。

## ④ 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、労働局の担当官が相談に対応します。

※ 愛媛県内からの電話は、四国ブロックの香川労働局において対応します。

実施日時：11月6日（日） 9：00～17：00  
フリーダイヤル：0120-794-713  
なくしましょう 長い残業